

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書)

名古屋大学総長 殿

年 月 日

私は、名古屋大学における修学の支援に関する法律による授業料等減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構を通じ、名古屋大学が日本学生支援機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び日本学生支援機構が名古屋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申 請 者	フリガナ		入学年月	年	月	入学・編入学・転入学	
	氏名		生年月日	(西暦)	年	月	日生 ( 歳)
	現住所	〒 —					
	電話番号		東海国立大学機構 メールアドレス	@s.mail.nagoya-u.ac.jp			
	所属学部 ・学科等			学生番号 (9桁)			
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報						
	給付奨学金の奨学生番号						
	名古屋大学の授業料免除 (2019年度以前入学者はいずれかの □ に ✓ 印を付けてください。2020年度以降入学者は記入不要です。)						
	★ 2019年度以前入学者のみ申請可能です。						
	<input type="checkbox"/> 申請する 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免に加えて名古屋大学の授業料免除を申請する。 併せて、名古屋大学の授業料免除申請書類一式(授業料免除申請書、所得等に関する証明書等)を提出します。						
<input type="checkbox"/> 申請中(後期のみ選択可能) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免に加えて名古屋大学の授業料免除を申請中である。 前期及び後期、同時申請中であり、本年度の名古屋大学の授業料免除申請書類一式を提出済みです。							
<input type="checkbox"/> 変更申請する(後期のみ選択可能) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免に加えて名古屋大学の授業料免除を申請済だが、 申請内容に変更があったため、変更申請する。 前期に家計状況等事情が変更したため、名古屋大学の授業料免除申請書及び変更に係る書類を提出します。							
<input type="checkbox"/> 申請しない 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免のみの適用を希望する。 前期及び後期、同時申請中だが、申請を取り下げます。							

## ★ 申請書の作成にあたっての注意事項 ★

- イ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、原則、名古屋大学の授業料免除も申請できません。
- ロ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ハ 日本学生支援機構の給付型奨学金に採用後、支援区分が「支援対象外」になった場合、給付奨学金の支給が停止され、授業料減免についても「支援対象外」になります。しかし、奨学生の身分は継続していますので、引き続き毎学期にこの様式を必ず提出してください。提出しない場合、支援区分が「支援対象外」から「支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」のいずれかに変更になった際に相応の授業料減免を受けられない可能性があります。
- ニ 日本学生支援機構の給付奨学金に採用後、「廃止」になった場合、給付奨学金の支給が廃止され、授業料減免は受けられません。また、新たに在学採用を申し込むことはできません。2019年度以前入学者は日本学生支援機構給付奨学金廃止の証明を以て、名古屋大学の授業料免除申請を行うことができますので、希望者はこの用紙を使用せず、名古屋大学の授業料免除申請を行ってください。
- なお、2020年度以降入学者は名古屋大学の授業料免除申請を行えませんのでご注意ください。

提出先: 学生支援課(学生支援棟1階) 提出〆切日: 9月20日(月)必着